

医療対策部会の審議状況について

日 時	平成 23 年 3 月 16 日 (水) 午後 2 時から 3 時 30 分まで
場 所	愛知県自治センター 5 階 研修室
出席者	委員 11 名 (委員総数 13 名)
議 題	<p>1 地域医療支援病院の承認について 新たに総合大雄会病院を承認するもの 【審議結果】 了承 (2 ~ 6 頁)</p> <p>2 医師派遣等推進事業 (国補助事業) を活用した医師派遣について 【審議結果】 了承 (7 頁)</p> <p>3 愛知 D M A T 設置運営要領の一部改正について 「日本 D M A T 活動要領」の改正等があったため、「愛知 D M A T 設置運営要領」の一部改正するもの 【審議結果】 了承 (8 ~ 12 頁)</p> <p>4 地域医療再生計画について 計画の骨子 (たたき台) について意見交換</p>

地域医療支援病院の承認について

【地域医療支援病院名称承認申請書が提出された医療機関】

名 称	所在地	圏域保健医療福祉推進会議
総合大雄会病院	一宮市	尾張西部医療圏 (H23.2.9)了承済

1 開設者の住所等

住 所	愛知県一宮市桜1丁目9番9号
名 称 及 び 代表者の職・氏名	医療法人 大雄会 理事長 伊藤 伸一

2 病院の名称等

名 称	総合大雄会病院
所 在 地	愛知県一宮市桜1丁目9番9号
診 療 科 名	内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、内分泌・糖尿病内科、血液内科、放射線科、小児科、外科、消火器外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、泌尿器科、耳鼻いんこう科、眼科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、麻酔科、精神科、心療内科、歯科、歯科口腔外科、リハビリテーション科、病理診断科、救急科、計27科

3 紹介患者に対し医療を提供する体制が整備されていること

(基準) 紹介率が80%を上回っていること。

紹介率が60%を上回り、かつ、逆紹介率が30%を上回ること。

紹介率が40%を上回り、かつ、逆紹介率が60%を上回ること。

上記 から のいずれかに該当することが必要。

(1) 紹介率

紹介患者の数 (A)	救急患者の数 (B)	初診患者の数 (C)	紹介率 ((A+B)/C × 100)
7,677 人	1,610 人	13,054 人	71.1%

(2) 逆紹介率

逆紹介患者の数 (D)	初診患者の数 (C)	逆紹介率 (D/C × 100)
5,824 人	13,054 人	44.6%

4 共同利用のための体制が整備されていること

(1) 共同利用の実績

前年度の共同利用を行った医療機関の延べ機関数	627 施設
うち申請者と直接関係のない医療機関の延べ機関数	618 施設
共同利用に係る病床の病床利用率	20.0%

(2) 共同利用の範囲

施設名等	開放病床、PET、RI、MRI、CT、歯科インプラントCT、歯科セフィロ、内視鏡検査、図書室、会議室、地域医療連携室
------	--

(3) 共同利用の体制

共同利用に関する規定	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無
利用医師等登録制度の担当者	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無

(4) 利用医師等登録制度

登録医療機関数	183 施設
うち申請者と直接関係のない医療機関数	183 施設

(5) 常時共同利用可能な病床数

5 床

5 救急医療を提供する能力を有すること

(1) 重症患者の受け入れに対応できる医療従事者

職 種	専 常	従 勤	非 常	専 勤	従 勤
	医 師	6 人	人	58 人	17 人
看 護 師	50 人	人	人	人	人
そ の 他	2 人	69 人	人	人	人

(2) 重症救急患者のための病床

優先的に使用できる病床	4 床
専 用 病 床	20 床

(3) 重症救急患者に必要な検査又は治療を行うために必要な診療施設

施 設 名	救急外来、ICU、HCU、手術室
-------	------------------

(4) その他

「救急病院等を定める省令」(昭和 39 年厚生省令第 8 号)に基づき知事の救急病院の認定を受けている病院である場合	<input checked="" type="radio"/> 可・否
「救急医療対策の整備事業について」(昭和 52 年 7 月 6 日付け医発第 692 号厚生省医務局長通知)に基づき救急医療を実施している場合	<input checked="" type="radio"/> 可・否

6 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること

(1) 研修の実績

研 修 の 内 容	研 修 者 数
院内及び院外開催研修会、病診連携セミナー 救急隊員を交えた救急センター勉強会	6,945 人

(2) 研修実施のための施設及び設備

施 設 名 等	講堂(プロジェクター、スクリーン、音響設備、ホワイトボード、イス、机) 会議室 1 (イス、机) 会議室 2 (イス、机)
---------	---

7 200床以上の病床を有すること。但し、知事が地域における医療の確保のために必要であると認めたときはこの限りでない。

病 床 数	精 神	感 染 症	結 核	療 養	一 般	合 計
					322	322 床

8 施設の構造設備

施 設 名	設 備 の 有 無
集 中 治 療 室	○有・無 病床数 8 床
化 学 検 査 室	○有・無
細 菌 検 査 室	○有・無
病 理 検 査 室	○有・無
病 理 解 剖 室	○有・無
研 究 室	○有・無
講 義 室	○有・無
図 書 室	○有・無
救急用又は患者 搬送用自動車	○有・無 保有台数 2 台
医薬品情報管理室	○有・無

9 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録を管理し、閲覧させること

(1) 管理責任者等

管 理 責 任 者	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
管 理 担 当 者	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無

(2) 閲覧責任者等

閲 覧 責 任 者	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
閲 覧 担 当 者	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無

10 医療法施行規則第9条の19第1項に規定する委員会の構成

(1) 委員会の設置 有 ・ 無

(2) 委員会の構成

学 識 経 験 者	2 名
医師会等医療関係団体の代表	5 名
当該病院の関係者	4 名
そ の 他	2 名

医師派遣等推進事業(国補助事業)を活用した医師派遣について(案)

都道府県が医療対策協議会(本県においては「愛知県医療審議会医療対策部会」)における議論を踏まえて決定した医師派遣について、派遣元医療機関に対して、医師を派遣することにより発生する遺失利益の一部に相当する額を補助する。

(単位:千円)

圏域	派遣先病院名	派遣元病院名	開始時期	派遣内容		医療対策部会 審議状況	H23 当初予算	H22 当初予算	H22 補助予定額	財源
海部	津島市民病院	厚生連海南病院	H21.1	内科	1日/1月	決定済 (H21.9.4)	2,398	4,500	555	国補助及び 県費
			H21.9	神経内科	1日/1月	決定済 (H22.3.19)	15,000	15,000	740	国補助及び 再生基金
	あま市民病院	名古屋第一赤十字病院	H21.1	呼吸器内科	1日/1週	決定済 (H20.12.9)	4,796	9,000	2,592	国補助及び 県費
			H22.4	小児科	半日/2週		15,000	15,000	308	
尾張 西部	稲沢市民病院	一宮市立市民病院	H21.6	小児科	1日/1週	決定済 (H22.3.19)	15,000	15,000	2,716	
東三 北部	東栄病院	名古屋第一赤十字病院 名古屋第二赤十字病院	H22.4	内科	常時後期研修医1名 (1~2ヶ月単位で交代)		15,000	0	15,000	
東三 南部	蒲郡市民病院	豊川市民病院	H22.4	呼吸器内科	1日/1月		15,000	0	1,358	国補助及び 再生基金
			H21.4	皮膚科	1日/1月					
		豊橋市民病院	H21.2	小児科	1日/1月	決定済 (H22.3.19)	15,000	15,000	627	
	厚生連渥美病院	豊橋医療センター	H21.12	産婦人科	2日/1月		15,000	0	1,234	
		豊橋市民病院	H21.7~ H22.8	小児科	1日/1週		15,000	0	627	
計							127,194	73,500	25,757	

愛知DMAT設置運営要領の一部改正について

1 改正の経緯

厚生労働省においては、災害時に専門的な訓練を受けた医療チームを可及的速やかに被災地に送り込み、現場での緊急治療活動や広域医療搬送等が行えるよう、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT：Disaster Medical Assistance Team）の養成を平成17年度から開始し、本県においては現在、18病院37チームのDMATが研修を受講している。

厚生労働省は、このDMATの活動の指針となる「日本DMAT活動要領」（平成18年4月）を定め各都道府県に通知するとともに、各都道府県に対し、DMATの運用計画を策定するよう要請した。これを受け、本県として、DMATの運用計画となる、「愛知DMAT設置運営要領」（平成20年10月）を制定している。

今回、「日本DMAT活動要領」の改正等があったため、「愛知DMAT設置運営要領」の一部改正を行う。

2 改正内容

9頁のとおり

3 愛知DMAT設置運営要領（案）

10頁～12頁のとおり

愛知DMA T設置運営要領の改正内容

- 1 平成22年3月31日付け医政指発0331第3号において、日本DMA T活動要領の一部改正が行われた。

DMA Tは全国的に活動することを想定しているため、愛知DMA T設置運営要領についても、日本DMA T活動要領との整合性を図る必要があるため、関係部分の改正を行う。

(改正部分)

- ・DMA T登録者の定義(研修実施主体変更のため)【第2条】
- ・統括DMA T登録者の定義、活動内容(明確に定義されたため)【第3条】
- ・出勤基準(明確な基準が列記されたため)【第4条】

- 2 愛知DMA T隊員養成研修の実施に伴い、その研修を行うための愛知DMA T要員定員数を増やす必要が生じたため、関係部分の改正を行う。

(改正部分)

- ・愛知DMA T要員の定員(研修受講1チーム分5名を増加)【第2条】

- 3 平成22年8月10日付け事務連絡において、DMA T標準資機材リストが示されたため、関係部分の改正を行う。

(改正部分)

- ・DMA Tの活動に必要な装備【第7条】

- 4 DMA T指定医療機関の指定の際、医療機関に指定証を交付しているが、明確な根拠がなかったため、今回要領に明記する。

(改正部分)

- ・DMA T指定医療機関の指定【第7条】

10頁～12頁の愛知DMA T設置運営要領(案)については、平成22年10月5日に開催した愛知県DMA T運営協議会において内容を検討、承認を得ている。

愛知 DMAT 設置運営要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、愛知県内外における地震等による大規模自然災害（以下「大規模自然災害」という。）及び愛知県内外における大規模事故災害等（以下「大事故災害」という。）の発生時において、第7条に定める DMAT 指定医療機関に所属し災害現場での救命処置や災害拠点病院の支援、重症患者の広域医療搬送などを行う災害派遣医療チーム及び災害派遣医療チームと協働する日本赤十字社愛知県支部救護班（以下「愛知 DMAT」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定めることにより、災害発生時における医療支援体制の充実強化を図ることを目的とする。

（編成）

第2条 愛知 DMAT は、次に掲げる者（以下「愛知 DMAT 要員」という。）により編成する。

(1) DMAT 登録者（厚生労働省等が実施する「日本 DMAT 隊員養成研修」を修了し、厚生労働省に登録された者）

(2) 前号に掲げる研修の受講予定者のうち、各 DMAT 指定医療機関の管理者又は日本赤十字社愛知県支部長から推薦があり、知事が適当と認めた者（ただし、各 DMAT 指定医療機関については20名から前号に該当する者を除いた人数を、日本赤十字社愛知県支部については40名から前号に該当する者を除いた人数を、それぞれ上限とする。）

(3) 前号に該当するDMAT登録者以外の愛知DMAT要員の活動については、県内に限定するものとする。

2 前項の編成は、同一所属による1チーム5名による編成を基本とする。ただし、状況に応じたチーム人数により編成できるものとする。

3 第1項の編成は、前項の規定にかかわらず、所属の異なる愛知 DMAT 要員による編成・人数とすることができるものとし、知事は必要に応じて編成の調整を行うことができるものとする。

（統括）

第3条 複数の愛知 DMAT が県内で活動する場合、厚生労働省が実施する「統括DMAT研修」を修了し、厚生労働省に登録された統括 DMAT 登録者が DMAT 本部長又はDMATのリーダーを務めることを原則とする。

2 DMAT本部長又はリーダーは、DMAT都道府県調整本部、DMAT活動拠点本部、DMAT・SCU本部、DMAT病院支援指揮所、DMAT現

場活動指揮所及びDMAT域外拠点本部で災害現場の医療の指揮統制を行う。

(出勤基準)

第4条 愛知DMATの出勤は、次の各号の基準に基づき、知事から派遣の要請があった場合とする。

- (1) 震度6弱以上の地震又は死者数が2人以上若しくは傷病者数が20名以上見込まれる災害の場合
- (2) 東海地震、東南海・南海地震の場合
- (3) 厚生労働省又は他の都道府県から派遣要請があった場合

(活動期間)

第5条 愛知DMATの活動期間は、知事が活動終結を指示するまでの期間(災害の急性期(概ね48時間以内、広域医療搬送(広域医療搬送に伴う域内搬送及び広域搬送拠点臨時医療施設での活動を含む。))の場合は概ね72時間以内))とする。

(出勤時の移動手段)

第6条 愛知DMATの災害現場への移動は、DMAT指定医療機関及び日本赤十字社愛知県支部の緊急車輛等によるものとする。なお、県内の災害現場への移動については可能な範囲で、DMAT指定医療機関及び日本赤十字社愛知県支部の最寄りの消防本部の緊急車輛並びに愛知県防災ヘリコプター等を利用できる。

(DMAT指定医療機関の指定等)

第7条 知事は、次の各号の要件を満たす場合には、該当の災害拠点病院(日本赤十字社愛知県支部に所属する病院を除く。)をDMAT指定医療機関として指定し、指定証を交付する。

- (1) 医療機関として愛知DMAT派遣を行う意志を有すること。
- (2) 愛知DMATの活動に必要な人員、装備を有していること。なお、装備は、平成22年8月10日付け厚生労働省医政局災害医療対策室長の事務連絡に記載してある資器材等を基本とする。

2 知事は、前項の規定により指定したDMAT指定医療機関及び日本赤十字社愛知県支部と、愛知DMATに係る次の各号を内容とする協定を締結するものとする。

- (1) 派遣の要請方法
- (2) 指揮系統
- (3) 要員の身分の取扱い

- (4) 活動内容
 - (5) 後方支援
 - (6) 活動費用
 - (7) 活動中の事故等への補償
 - (8) その他必要な事項
- 3 大事故災害の場合の前項第6号及び第7号の負担については、次のとおりとする。
- (1) 知事は、費用を負担すべき者に負担するよう要請する。
 - (2) 知事は、大事故災害が他都道府県で発生し、被災都道府県からの要請により愛知 DMAT の派遣を要請した場合で、費用を負担すべき者の負担能力が著しく低下している等のときは、被災都道府県において負担するよう要請する。
- 4 大規模自然災害の場合の第2項第6号及び第7号の負担について、知事は、被災都道府県からの要請により愛知 DMAT の派遣を要請した場合は、被災都道府県において負担するよう要請する。
- 5 前2項の場合において、関係者での協議が必要な場合は速やかに協議する。

(研修等)

- 第8条 愛知 DMAT 要員が所属する病院等は、その技術の向上等を図るため、愛知 DMAT 要員の研修及び訓練に努めるものとする。
- 2 知事は、愛知 DMAT の質的向上を図る研修及び訓練の企画並びに実施に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年10月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

愛知県医療審議会運営要領

(目的)

第1 愛知県医療審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、医療法施行令に定めるもののほか、本要領の定めるところによる。

(部会)

第2 審議会に、医療法施行令第5条の17に定める部会として、医療法人部会、医療計画部会及び医療対策部会を置く。

2 部会は原則として以下の事項について調査審議等を行う。

(1) 医療法人部会 医療法人に関すること

(2) 医療計画部会 医療計画(ただし、救急医療、災害医療、へき地医療及び地域医療に関することを除く。)に関すること

(3) 医療対策部会 救急医療、災害医療、へき地医療及び地域医療に関すること

3 部会は、会長が招集する。

4 部会は、これに属する委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

5 部会の議事は、出席した委員及び専門委員の3分の2の多数をもって決する。

6 部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、部会の審議の結果については、次に招集される審議会に報告するものとする。

7 部会が決議しなかった事項については、審議会の調査審議事項とすることができる。

(会議の公開)

第3 審議会及び部会の会議は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、審議会又は部会の議決により会議の一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、この限りでない。

(1) 愛知県情報公開条例(平成12年3月28日愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合。

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 前項の規定にかかわらず、医療法人部会の会議は原則非公開とする。ただし、部会において公開することが適当と認められた場合は公開する。

(議事録の作成等)

第4 審議会及び部会の会議については、議事録を作成し、当該会議の開催時において審議会又は部会の会長が指名した2名の委員が署名する。

2 議事録の保存年限は5年間とする。

(庶務)

第5 審議会及び医療計画部会の庶務は愛知県健康福祉部医療福祉計画課において、医療法人部会及び医療対策部会の庶務は愛知県健康福祉部医務国保課において処理する。

附 則

この要領は、昭和61年8月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年8月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年9月13日から施行する。

愛知県医療審議会の傍聴に関する要領

1 傍聴人の決定

会議の傍聴人は、会長が決定する。

2 傍聴人の定員

会議における傍聴人の定員は、10人とする。

3 傍聴申込み

傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1又は様式2）により、会長に申し込むものとする。

なお、傍聴の申込みは会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し（6に定める申込みの場合を除く。）会議開始の10分前に締め切る。

4 定員を超えた場合の取扱い

締切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。

5 傍聴証等の交付

傍聴人には、当日、傍聴証（様式3）、傍聴される皆様へ（別紙）及び会議資料又はその概要を交付する。

傍聴人は、傍聴証を左胸に着用して、会議開会予定時刻までに入室し、傍聴される皆様へに記載された事項を遵守するものとする。

6 傍聴時の支援等を希望する場合の申込み

傍聴を希望する者が、視覚障害又は聴覚障害のため、傍聴に際して、点字による会議資料の交付、手話通訳者による通訳又は要約筆記者による筆記を希望する場合は、会議開催の1週間前までに会議傍聴申込書（様式2）により、会長に申し込むことができる。

7 傍聴席に入ることができない者

次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可した場合は、この限りではない。
- (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
- (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、こ

の限りではない。

(6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

8 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りではない。
- (3) 携帯電話、PHS及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
- (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。

9 写真、映画等の撮影及び録音の禁止

傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

10 会長の指示

会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

11 部会の傍聴への準用

部会の傍聴については、本要領の各規定を準用する。この場合において、本要領中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

12 施行年月日

この要領は、平成14年10月1日から施行する。